資料2

平成31年度 大阪支部事業計画（案）

広報部鳥　けんぽん
©2018　協会けんぽ大阪支部

全国健康保険協会 大阪支部
協会けんぽ

○　平成31年度 大阪支部事業計画案（協会本部との対照）

全国健康保険協会事業計画（案）	大阪支部事業計画（案）
Ⅰ．協会けんぽの事業計画について 協会けんぽに係るＰＤＣＡサイクルについては、目標設定（Plan）として、３年間の中期計画である保険者機能強化アクションプランと、単年度計画である事業計画が定められ、それらに基づき取組を実施（Do）し、その結果を毎年度作成する事業報告書（決算関係書類とともに厚生労働大臣にも提出）で検証した上で、健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）に基づく厚生労働大臣による各事業年度の業績評価で評価（Check）を行い、その結果を事業計画などに反映して取組を改善（Action）していくことで実施されている。 平成 30 年度からは、新たに保険者機能強化アクションプラン（第４期）がスタートし、同プランにおいては、アクションプランと事業計画の関係性を明確化するため、アクションプランでは３年後を見据えた重要業績評価指標（KPI）を定め、事業計画においては、それを単年度の進捗に置き換えて KPI を設定することとした。 このため、本事業計画では、平成 31 年度の協会けんぽ運営の基本方針を定めるとともに、アクションプランの項目ごとに、主な重点施策及びそれに係る KPI を定める。	Ⅰ．大阪支部の事業計画について 協会けんぽに係るＰＤＣＡサイクルについては、目標設定（Plan）として、３年間の中期計画である保険者機能強化アクションプランと、単年度計画である事業計画が定められ、それらに基づき取組を実施（Do）し、その結果を毎年度作成する事業報告書（決算関係書類とともに厚生労働大臣にも提出）で検証した上で、健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）に基づく厚生労働大臣による各事業年度の業績評価で評価（Check）を行い、その結果を事業計画などに反映して取組を改善（Action）していくことで実施されている。 平成 30 年度からは、新たに保険者機能強化アクションプラン（第４期）がスタートし、同プランにおいては、アクションプランと事業計画の関係性を明確化するため、アクションプランでは３年後を見据えた重要業績評価指標（KPI）を定め、事業計画においては、それを単年度の進捗に置き換えて KPI を設定することとした。 このため、本事業計画では、平成 31 年度の大阪支部の運営方針を定めるとともに、アクションプランの項目ごとに、主な重点施策及びそれに係る KPI を定める。
Ⅱ．平成 31 年度の協会けんぽ運営の基本方針 平成 30 年度から、地域医療構想を盛り込んだ新たな医療計画や医療費	Ⅱ．平成 31 年度の大阪支部の基本方針 平成 30 年度から、地域医療構想を盛り込んだ新たな医療計画や医療費

適正化計画、国民健康保険の都道府県化等が一斉にスタートし、協会けんぽにおいても保険者機能強化アクションプラン（第４期）や第 2 期保健事業実施計画（データヘルス計画）がスタートした。	適正化計画、国民健康保険の都道府県化等が一斉にスタートし、協会けんぽにおいても保険者機能強化アクションプラン（第４期）や第 2 期保健事業実施計画（データヘルス計画）がスタートした。
こうした状況を踏まえ、平成 31 年度の協会運営の基本方針は以下のとおりとする。	こうした状況を踏まえ、平成 31 年度の大阪支部運営の基本方針は以下のとおりとする。
（１） 基盤的保険者機能を盤石なものとするため、現金給付等の業務の標準化・簡素化・効率化を徹底する。併せて、日々の業務量の多寡や優先度に応じた柔軟な業務処理体制を構築し、業務の生産性の向上を目指す。 また、次期システム構想を見据えた業務処理体制の見直しを行う業務改革検討プロジェクトを推進する。	（１） 基盤的保険者機能を盤石なものとするため、現金給付等の業務の標準化・簡素化・効率化を徹底する。併せて、日々の業務量の多寡や優先度に応じた柔軟な業務処理体制を構築し、業務の生産性の向上を目指す。
（２） 戦略的保険者機能の発揮をより確実なものとするため、保険者機能強化アクションプラン（第４期）、第 2 期保健事業実施計画（データヘルス計画）に基づく取組を着実に実施する。具体的には、特定健康診査及び特定保健指導の実施率の向上、コラボヘルスの推進、ジェネリック医薬品の使用促進等に取り組むとともに、ビッグデータを活用するなどして、将来を見据えた戦略的な対応を検討する。	（２） 戦略的保険者機能の発揮をより確実なものとするため、保険者機能強化アクションプラン（第４期）、第 2 期保健事業実施計画（データヘルス計画）に基づく取組を着実に実施する。具体的には、特定健康診査及び特定保健指導の実施率の向上、コラボヘルスの推進、ジェネリック医薬品の使用促進等に取り組むとともに、ビッグデータを活用するなどして、将来を見据えた戦略的な対応を検討する。
（３） 上記の保険者機能の基盤となる組織体制について、標準人員に基づき人的資源の最適配分を行うとともに、人材育成については、OJT を中心としつつ、効果的に研修を組み合わせることで組織基盤の底上げを図る。 また、内部統制の強化を行うとともに、システム運営の強化を	（３） 上記の保険者機能の基盤となる組織体制について、標準人員に基づき人的資源の最適配分を行うとともに、人材育成については、OJT を中心としつつ、効果的に研修を組み合わせることで組織基盤の底上げを図る。また、内部統制の強化を行う。

行う。	
Ⅱ．主な重点施策 （１）基盤的保険者機能関係 ① 現金給付の適正化の推進 ・ 不正の疑いのある事案については、支部の保険給付適正化ＰＴの議論を経て事業主への立入検査を積極的に行う。特に、現金給付を受給するためだけの資格取得が疑われる申請について重点的に審査を行う。 ・ 傷病手当金と障害年金等との併給調整について、会計検査院からの指摘も踏まえ、確実に実施する。 ② 効果的なレセプト点検の推進 ・ レセプト内容点検効果向上計画に基づき、システムを活用し、協会のノウハウを最大限活用した効果的なレセプト点検を推進する。	Ⅱ．主な重点施策 （１）基盤的保険者機能関係 ① 現金給付の適正化の推進 ・ 大阪支部「保険給付適正化ＰＴ調査等要領」に基づき選定した対象事案について、定期的（随時）開催する「保険給付適正化ＰＴ会議」において、調査方針等を議論・検討したうえで立入検査の要否を判断し、立入検査を実施する。特に現金給付を受給するためだけの資格取得が疑われる申請については、重点的に審査するとともに日本年金機構と連携・協力し立入検査等を実施する。 ・ 傷病手当金と障害年金等との併給調整について、本部より示された「事務手順書」に基づき、確実に進捗確認を実施する。 ② 効果的なレセプト点検の推進 医療費の適正化を図るため、診療報酬が正当に請求されているか確認を行い、財政効果額を向上させるため、資格・外傷・内容点検の各点検においては、以下の取り組みを重点課題として強力に推進する。 【資格点検】 ・ 無資格受診における医療機関照会と返納金請求の確実な実施 【外傷点検】 ・ 損害賠償金請求及び労災による返納金請求の確実な実施 【内容点検】 ・ 点検効果向上計画に基づく、点検員の点検スキル向上施策等の

	実施
■　KPI：社会保険診療報酬支払基金と合算したレセプト点検の査定率について対前年度以上とする （※）査定率＝レセプト点検により査定（減額）した額÷協会けんぽの医療費総額	■KPI：社会保険診療報酬支払基金と合算したレセプト点検の査定率について対前年度以上とする （平成 30 年度第 2 四半期現在：0.596%） （※）査定率＝レセプト点検により査定（減額）した額÷協会けんぽの医療費総額
③　柔道整復施術療養費等の照会業務の強化 ・　多部位（施術箇所が３部位以上）かつ頻回（施術日数が月 15 日以上）の申請について、加入者に対する文書照会を強化するとともに、いわゆる「部位ころがし」と呼ばれる、負傷部位を意図的に変更することによる過剰受診に対する照会を強化する。 ■　KPI：柔道整復施術療養費の申請に占める、施術箇所３部位以上、かつ月 15 日以上の施術の申請の割合について対前年度以下とする。	③　柔道整復施術療養費等の照会業務の強化 ・　多部位施術、頻回施術および長期施術の申請について、加入者に対する文書照会を強化する。 ・　いわゆる「部位ころがし」と呼ばれる負傷部位を意図的に変更することによる過剰受療に対する文書照会を継続実施するとともに、継続して施術を受ける加入者の負傷年月日や初検年月日等の推移や転帰等との関連性を分析し、部位ころがしの傾向を把握するための調査研究事業を行う。 ・　柔道整復療養費審査委員会において審査の強化を図るとともに審査委員会の指摘に基づく申請内容に不自然な点が多い施術所に対する文書照会を継続的に実施する。 ・　関係機関と連携した不正請求対策及び適正化に向けた啓発事業を強化する。 ■　KPI：柔道整復施術療養費の申請に占める、施術箇所３部位以上、かつ月 15 日以上の施術の申請の割合について対前年度以下とする
④　あんまマッサージ指圧・鍼灸施術療養費の適正化の推進	④　はり、きゅう及びあん摩・マッサージ・指圧師の施術に係る療養

・　受領委任制度導入に伴い、文書で作成された医師の再同意の確認を徹底する等審査を強化し、不正の疑いがある案件は厚生局に情報提供を徹底する。	費の適正化の推進 ・　平成 30 年７月より添付が義務付けられた「１年以上・月 16 回以上施術継続理由・状態記入書」により長期頻回施術に対する審査を強化するとともに、医師による再同意の確認を重点的に実施する。また、審査により疑義が生じた場合は、加入者や同意医師に対する文書照会を行い、不正の疑いがある申請に対しては地方厚生局に情報提供を徹底する。
⑤　返納金債権の発生防止のための保険証回収強化、債権回収業務の推進 ・　日本年金機構の資格喪失処理後２週間以内に、協会けんぽから保険証未回収者に対する返納催告を行うことを徹底する。また、被保険者証回収不能届を活用した電話催告等を強化する。 ・　発生した債権の早期回収に取り組むとともに、保険者間調整及び法的手続きの積極的な実施により、返納金債権の回収率の向上を図る。	⑤　返納金債権の発生防止のための保険証の回収強化、債権回収業務の推進 ・　日本年金機構の資格喪失処理後２週間以内に、協会けんぽから保険証未回収者に対する返納催告を行うことを徹底する。また、被保険者証回収不能届を活用した電話催告等を強化する。 ・　データを活用した事業所訪問を実施し、資格喪失届等への保険証の添付について事業主および事業所担当者へ協力依頼を行う。 　また、その際、持参する資料についても資格喪失等への保険証の添付率を視覚化したリーフレットを作成するなど広報についても工夫をする。 ・　発生した債権の早期回収に取り組むとともに、保険者間調整及び法的手続きの積極的な実施により、返納金債権の回収率の向上を図る。
■ KPI：①　日本年金機構回収分も含めた資格喪失後 1 か月以内の保険証回収率を 94%以上とする ②　返納金債権（資格喪失後受診に係るものに限る。）の回収率を対前年度以上とする ③　医療給付費総額に占める資格喪失後受診に伴う返納金の割合を対前年度以下とする	■ KPI：① 日本年金機構回収分も含めた資格喪失後１か月以内の保険証回収率を 94.0%以上とする ② 返納金債権（資格喪失後受診に係るものに限る。）の回収率を対前年度以上とする ③ 医療給付費総額に占める資格喪失後受診に伴う返納金の

	割合を対前年度以下とする
⑥　サービス水準の向上 ・　お客様満足度調査を活用したサービス水準の向上に努めるとともに、現金給付の申請受付から支給までの標準期間（サービススタンダード：10 日間）を遵守する。 ■　KPI：① サービススタンダードの達成状況を 100%とする ② 現金給付等の申請に係る郵送化率を 90%以上とする	⑥　サービス水準の向上 ・　進捗状況を適切に管理し、傷病手当金等現金給付の申請受付から支給までの標準期間（サービススタンダード：10 営業日）を遵守する。 ・　お客様満足度調査による「支部別カルテ」を活用し、サービス水準の向上に努めるとともに、申請書の設置環境の拡大を図ることにより、現金給付等の申請に係る郵送化率を上昇させる。 ■KPI：①　サービススタンダードの達成状況を 100%とする ②　現金給付等の申請に係る郵送化率を 92.7%以上とする
⑦　限度額適用認定証の利用促進 ・　事業主や健康保険委員に対してチラシやリーフレットによる広報を実施するとともに、地域の医療機関や市町村と連携し、窓口に申請書を配置するなど利用促進を図る。 ■ KPI：高額療養費制度に占める限度額適用認定証の使用割合を 84%以上とする	⑦　限度額適用認定証の利用促進 ・　事業主や健康保険委員に対して各種研修会やリーフレットによる広報を実施するとともに、健康保険組合からの編入事業所に対して利用促進を積極的に行う。また、大阪府内の医療機関や保険薬局、商工会議所等と連携し、申請書の入手し易い環境を整備することにより限度額適用認定証の利用促進を図る。 ■　KPI：高額療養費制度に占める限度額適用認定証の使用割合を 88.0%以上とする
⑧　被扶養者資格の再確認の徹底 ・　被扶養者資格の確認対象事業所からの回答率を高めるため、未提出事業所への勧奨による回答率の向上、未送達事業所の調査による送達の徹底を行う。	⑧　被扶養者資格の再確認の徹底 ・　被扶養者資格の確認対象事業所からの回答率を高めるため、未提出事業所への勧奨による回答率の向上、未送達事業所の調査による送達の徹底を行う。

■ KPI：被扶養者資格の確認対象事業所からの確認書の提出率を 89%以上とする	■ KPI：被扶養者資格の確認対象事業所からの確認書の提出率を 89.8%以上とする
⑨ オンライン資格確認の利用率向上 ・ 現在協会けんぽが独自に実施しているオンライン資格確認については、引き続きその利用率向上に向けて取り組む。	
■ KPI：現行のオンライン資格確認システムについて、USB を配布した医療機関における利用率を 43.3%以上とする	
⑩ 業務改革の推進に向けた取組 ・ 次期システム構想を見据えた業務処理体制の見直しを行う業務改革検討プロジェクトを推進する。	⑨ 業務改革の推進に向けた取組 ・ 電話や窓口またはホームページへの投稿等により、加入者等から寄せられた「お客様の声」を定例的な会議で共有するとともに、事務処理フローなどの点検を行い、効率的な業務体制の構築を図る。
⑪ 的確な財政運営 ・ 中長期的な視点から、健全な財政運営に努める。 ・ 中長期的には楽観視できない協会の保険財政等について、加入者や事業主に対して情報発信を行う。	⑩ 的確な財政運営 ・ 中長期的な視点から、健全な財政運営に努める。 ・ 中長期的には楽観視できない協会の保険財政等について、加入者や事業主に対して情報発信を行う。
（2）戦略的保険者機能関係 【戦略的保険者機能の発揮により実現すべき目標】 ※第３期アクションプランの目標と同一 Ⅰ 医療等の質や効率性の向上 Ⅱ 加入者の健康度を高めること	（2）戦略的保険者機能関係 【戦略的保険者機能の発揮により実現すべき目標】 ※第３期アクションプランの目標と同一 Ⅰ 医療等の質や効率性の向上 Ⅱ 加入者の健康度を高めること

Ⅲ　医療費等の適正化	Ⅲ　医療費等の適正化
①　ビッグデータを活用した個人・事業所単位での健康・医療データの提供〈Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ〉 ・　事業所単位での健康・医療データの提供については、事業所健康度診断シート（事業所カルテ）などの見える化ツールの標準化を図る。 ・　個人単位の健康・医療データの提供については、国における検討状況を注視し、実現に向けた議論が進められていく場合には、加入者にとってより良い仕組みとなるよう、国への働きかけを行う。	①　ビッグデータを活用した個人・事業所単位での健康・医療データの提供〈Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ〉 ・　事業所単位での健康・医療データを活用した、事業所健康度を見える化した事業所健康度診断シート（事業所カルテ）を事業所に提供する。 ・　GIS（地理情報システム）を活用し、加入者・事業主や関係機関等へ視覚化したわかりやすい分析結果を提供するとともに、健診受診勧奨等に活用する。加えて、健診・レセプトデータ等を活用した調査研究を積極的に実施する。
②　データ分析に基づいた第 2 期保健事業実施計画（データヘルス計画）の着実な実施〈Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ〉 ・　「特定健診・特定保健指導の推進」、「コラボヘルスの取組」、「重症化予防の対策」を基本的な実施事項とする第２期保健事業実施計画（データヘルス計画）に基づく取組を着実かつ効果的、効率的に実施する。また、支部ごとの加入者の健康・医療データをまとめた支部別スコアリングレポートは、後述する ⅰ）の調査研究結果を踏まえ、項目の見直しを行う。	②　データ分析に基づいた第 2 期保健事業実施計画（データヘルス計画）の着実な実施〈Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ〉 ・　データヘルス計画の主体事業である「糖尿病性腎症重症化予防」について、着実に取り組むため、健診・保健指導に限らず関係する保健事業も含め、関係団体との連携を図り、疾病予防に努める。 ○　データヘルス計画の上位目標 「糖尿病にかかる被保険者 1 人当たりの医療費を平成 27 年度実績以下にする」
ⅰ）　特定健診受診率・事業者健診データ取得率の向上 ・　特定健診受診率等が低迷している支部の底上げを図るための調査研究を行い、その結果を踏まえ、ボトルネックの類型に応じた対応方針を策定する。また、事業者健診データの取得促進に向けて、都道府県労働局との連携など、国や関係団体に対する働きかけを行う。	ⅰ）　特定健診受診率・事業者健診データ取得率の向上 ・　生活習慣病予防健診の未受診者に対して、大阪府内各地で行う集団健診の受診勧奨を行う。 ・　生活習慣病予防健診の受診勧奨を外部委託により実施する。 ・　節目年齢者（40 歳・50 歳）に対して、生活習慣病予防健診と付加健診の受診勧奨を行う。

■ KPI：① 生活習慣病予防健診受診率を 53.4%以上とする ② 事業者健診データ取得率を 7.5%以上とする ③ 被扶養者の特定健診受診率を 27.6%以上とする	・ GIS（地理情報システム）を活用し、被保険者及び被扶養者に対して、居住地周辺の健診機関への健診受診勧奨を行う。 ・ 健診機関から被保険者及び被扶養者の健診受診勧奨を効果的に行う。 ・ 50 人以上の事業所に対して、事業所健康度診断シート（事業所カルテ）を活用した、被保険者及び被扶養者の受診勧奨を実施する。 ・ 被扶養者の特定健診の未受診者に対して、大阪府内各地で行う集団健診の実施にあたり、自己負担の無料化や各市町村で実施しているがん検診との同時実施、受診し易い会場設定等、被扶養者の受診行動につながる取組みを積極的に実施する。 ・ 被扶養者の特定健診の未受診者に対して、過去の受診状況等を活用した健診受診勧奨を行う。 ・ 外部委託機関を活用した事業者健診データの提供勧奨を行う。 ・ 生活習慣病予防健診の実施機関の拡大を図り、被保険者の利便性を向上する。 ・ 加入者にとってわかり易く効果的なパンフレットを作成し、受診意欲の醸成を図る。 ■KPI：① 生活習慣病予防健診（被保険者（40 歳以上）受診対象者数：1,254,740 人）実施率を 40.1%（実施見込者数：503,200 人）以上とする （平成 29 年度 37.4% 実施数 444,910 人） ② 事業者健診データ取得率を 9.5%（実施見込者数：119,000 人）以上とする

	（平成 29 年度 6.6%　実施数 78,105 人） ③　被扶養者（受診対象者数：406,439 人）の特定健診受診率を 30.8%（実施見込者数：125,500 人）以上とする （平成 29 年度 21.7%　実施数 86,775 人）
ⅱ）　特定保健指導の実施率の向上 ・　健診、保健指導を一貫して行うことができるよう健診当日の初回面談の実施について、健診実施機関へ強力に働きかける。加えて、平成 30 年度からの特定保健指導の実施方法の見直しにより可能となった新たな特定保健指導の手法を検討し実施する。 ■　KPI：特定保健指導の実施率を 16.8%以上とする	ⅱ）　特定保健指導の実施率の向上 ・　特定保健指導の実施機関による被保険者の健診当日の保健指導を推進する。 ・　外部専門機関を活用し、被保険者の初回面談からの一括委託や初回面談以降の継続支援業務の委託を行い、特定保健指導実施件数の拡大を図る。 ・　身近な公民館等にて、特定保健指導を実施し、その際、付加測定等を提供するなど、特定保健指導対象者の関心が高まる集団特定保健指導を実施する。 ■KPI：特定保健指導の実施率を 16.8%以上とする （平成 29 年度　9.0%　10,428 人） ○　被保険者（受診対象者数：125,684 人） ・　特定保健指導　実施率　17.4%（実施見込者数：21,900 人） （平成 29 年度 9.2%　10,048 人） （内訳）協会保健師実施分　5.4%（実施数：6,116 人） アウトソーシング分 3.6%（実施数：3,932 人） ○　被扶養者数（受診対象者数：10,793 人） ・　特定保健指導　実施率　9.5%（実施見込者数：1,030 人） （平成 28 年度 5.4%　380 人）
ⅲ）　重症化予防対策の推進	ⅲ）　重症化予防対策の推進

・　未治療者に対する重症化予防について、医療機関受診率をより高めていくべく、支部独自の取組を強化する。また、かかりつけ医との連携等による糖尿病の重症化予防に取り組む。	・　大阪府医師会との連携を強化し、未治療者に対する医療機関受診率の向上と保健指導を実施し重症化の予防を行う。 ・　データヘルス計画における上位目標の達成に向け、その他の保健事業と連動し、生活習慣病予防の重要性を訴求することにより、健診受診・保健指導を推進する。 ・　未治療者に対して電話による受診勧奨を実施する。 ・　糖尿病性腎症の予防・重症化を未然に防ぐため、かかりつけ医と連携した生活指導プログラムを実施する。
■　KPI：受診勧奨後 3 か月以内に医療機関を受診した者の割合を12.0%以上とする	■KPI:受診勧奨後 3 か月以内に医療機関を受診した者の割合を 12.0%以上とする（平成 27 年度 10.3%） 二次受診勧奨対象者数:5,393 人（受診者数：648 人）
ⅳ）　コラボヘルスの推進 ・　健康宣言事業所数の更なる拡大を図るとともに、取組の質を向上させる観点から、宣言事業所に対するフォローアップを強化し、事業所ごとの健康度の改善度合いをデータとして提供する。 ・　事業所単位での健康・医療データの提供については、事業所健康度診断シート（事業所カルテ）などの見える化ツールの標準化を図る。【再掲】	ⅳ）　コラボヘルスの推進 ・　事業所に対し、事業所健康度診断シート（事業所カルテ）の提供を通じて、健康宣言事業所数の更なる拡大と健康経営の推進を図るとともに、健康宣言事業所に対しては、取組の質を向上させる観点から、出張による健康等のフォローアップを実施する。 ・　大阪府と共同で開催する健康経営セミナーをはじめとして、事業所における健康づくりに関し納入告知書チラシによる広報を実施する。 ・　女性従業員の「健康経営」の観点から、女性限定のセミナーを開催し、働く女性の健康づくりをサポートする。 ・　事業所の従業員に対する歯周病予防対策の一環として、無料歯科検診事業を実施し、歯科検診の重要性を啓発するとともに、歯科医療費の適正化を図る。

③　広報活動や健康保険委員を通じた加入者等の理解促進 〈Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ〉 ・　広報分野におけるＰＤＣＡサイクルを適切に回していくため、加入者を対象とした理解度調査を実施し、前年度の結果を踏まえて広報計画を策定する。 ・　健康保険委員活動の活性化を図るため、研修会を開催するとともに、広報誌等を通じた情報提供を実施する。 ■　KPI：①　広報活動における加入者理解率の平均について対前年度以上とする ②　全被保険者数に占める健康保険委員が委嘱されている事業所の被保険者数の割合を 40%以上とする	③　広報活動や健康保険委員を通じた加入者等の理解促進 〈Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ〉 ・　広報活動について年度計画を策定し、納入告知書同封チラシやメールマガジンによる定期的な広報のほか、関係団体との連携による広報を実施する。 ・　広報物については、事業所の事務担当者や事業主向けのほか、加入者向けのイラストを用いた分かり易い広報物を提供することにより、対象ごとの理解の促進を図る。 ・　広報分野におけるＰＤＣＡサイクルを適切に実施するため、加入者を対象とした理解度調査に基づく、特に理解が進んでいない広報に対して注力して広報を強化する。 ・　大阪支部イメージキャラクター「広報部鳥けんぽん」を広報媒体として積極的に活用し、協会けんぽ大阪支部への親しみと知名度アップを図る。 ・　メールマガジンについては、加入者に幅広く協会けんぽの情報を発信するため、事業所の担当者だけでなく加入者個人にもターゲットを拡げ、メールマガジン新規登録者数の増加を目指す。 （平成 30 年度　10 月末現在　新規登録者数：約 1,000 人） ・　健康保険委員の方々には、恒常的に加入者及び事業主の方々と協会の距離を縮める橋渡し的役割を担っていただいていることから、文書や電話による勧奨を行い、委嘱の拡大を図る。 ・　健康保険委員活動の活性化を図るため、健康保険委員に広報誌「健康保険委員だより」を定期的に発行するとともに、健康保険委員研修を実施する。 ・　また、健康保険事業の推進について、協力をいただいている健康保険委員のこれまでの活動や功績に対して健康保険委員表彰を

	実施する。 ■KPI：① 広報活動における平成 30 年度協会平均の加入者理解率を上回るものとする ② 全被保険者数に占める健康保険委員が委嘱されている事業所の被保険者数の割合を 34.0%以上とする （平成 30 年度 9 月現在 25.28%）
④ ジェネリック医薬品の使用促進〈Ⅰ、Ⅲ〉 ・ 新たな指標を追加したジェネリックカルテを活用し、支部ごとの阻害要因を分析する。 ・ 個別の医療機関・調剤薬局に対する見える化ツールの活用に際しては、上記分析の結果に基づき効果的なアプローチを行う。また、アプローチをスムーズにするために、必要に応じて国や都道府県担当部局、関係機関等への働きかけを行う。 ■ KPI：協会けんぽのジェネリック医薬品使用割合を 78.5%以上とする	④ ジェネリック医薬品の使用促進〈Ⅰ、Ⅲ〉 ・ 新たな指標を追加したジェネリックカルテを活用し、大阪支部の阻害要因を分析する。 ・ 個別の医療機関・保険薬局に対する見える化ツールの活用に際しては、上記分析の結果に基づき効果的なアプローチを検討する。また、アプローチをスムーズにするために、大阪府薬務課及び大阪府薬剤師会と連携を図る。 ・ メールマガジン、納入告知書同封チラシ、保険証送付時同封シール等による広報についても検討するとともに、「後発医薬品安心促進のための協議会」に参画し、積極的な意見発信を実施する。 ■KPI：大阪支部のジェネリック医薬品使用割合を 76.3%以上とする （平成 30 年度 6 月現在 69.9%）
⑤ インセンティブ制度の本格導入〈Ⅱ、Ⅲ〉 ・ 平成 30 年度の実施結果を迅速に検証し、その後の検討につなげるとともに、引き続き、制度の周知広報を丁寧に行う。	⑤ インセンティブ制度の本格導入〈Ⅱ、Ⅲ〉 平成 30 年度の実施結果を迅速に検証し、大阪支部として重点的に取り組むべき分野を特定するとともに、引き続き、制度の周知広報を丁寧に行う。

⑥　パイロット事業を活用した好事例の全国展開〈Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ〉 ・　パイロット事業の効果検証によりエビデンスが得られた事業については速やかに全国展開を行う。 ・　本部から支部へモデル実施を依頼する本部主導型パイロット事業について、実施の必要性に応じて積極的に実施する。	⑥　パイロット事業を活用した好事例の全国展開〈Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ〉 ・　平成31年度調査研究事業として「柔道整復施術療養費支給申請書の申請内容を活用したデータ分析及び適正化対策について」を実施する。全都道府県で最も柔道整復施術療養費の請求が多い大阪支部における申請傾向等を分析することにより、協会の柔道整復施術療養費の適正化に向けた取り組みに繋げる。 ・　大阪支部の地域特性に着目して新たな取組みを検討し、パイロット事業及び調査研究事業の本部への提案を実施する。
⑦　地域の医療提供体制への働きかけや医療保険制度改正等に向けた意見発信〈Ⅰ〉 ⅰ）　意見発信のための体制の確保 ・　医療提供体制等に係る意見発信を行うために、被用者保険者参加率の低い地域を中心に、必要な体制を確保（会議体への参画数拡大）するため、都道府県等に参画を要請する。 ⅱ）　医療費データ等の分析 ・　協会が保有するレセプトデータ等や地域ごとの診療行為別の標準化レセプト出現比（SCR）を分析するためのツール等を活用し、加入者の医療機関への受診傾向や医療費の動向等について、地域差の要因分析を行う。 ・　外部有識者の意見を取り入れることにより、分析の質の向上を図る。 ⅲ）　外部への意見発信や情報提供 ・　地域医療構想調整会議等において、医療データ等の分析結果	⑦　地域の医療提供体制への働きかけや医療保険制度改正等に向けた意見発信〈Ⅰ〉 ⅰ）　医療費データ等の分析 ・　協会が保有するレセプトデータ等や地域ごとの診療行為別の標準化レセプト出現比（SCR）を分析するためのツール等を活用し、加入者の医療機関への受診傾向や医療費の動向等について、地域差の要因分析を行う。 ⅱ）　外部への意見発信や情報提供 ・　大阪府の各種協議会（大阪府保険者協議会、大阪府医療費適

や地域医療を見える化したデータベース等を活用し、エビデンスに基づく意見発信等を行う。 ・　医療データ等の分析結果を踏まえ、医療費の地域間格差の要因等について、ホームページ等により、加入者や事業主へ情報提供を行う。 ・　社会保障制度改革の「行程表」が策定された場合には、その具体化に向けた議論の中で必要な意見発信を行う。	正化計画推進審議会、後発医薬品安心使用促進のための協議会、大阪府地域職域連携推進協議会、健康おおさか２１推進府民会議、大阪府高齢者医療懇談会）及び大阪府下国民健康保険運営協議会など関係方面への積極的な意見発信を行う。 ・　医療データ等の分析結果を踏まえ、医療費の地域間格差の要因等について、ホームページ等により、加入者や事業主へ情報提供を行う。
■　KPI：①　他の被用者保険者との連携を含めた、地域医療構想調整会議への被用者保険者の参加率を 83.7%以上とする ②　「経済・財政と暮らしの指標「見える化」データベース」などを活用した効果的な意見発信を全支部で実施する	■KPI：①　他の被用者保険者との連携を含めた、地域医療構想調整会議への支部参加率 100%を維持する ②　「経済・財政と暮らしの指標「見える化」データベース」などを活用した効果的な意見発信を実施する
（３）組織・運営体制関係	（３）組織・運営体制関係
①　人事制度の適正な運用と標準人員に基づく人員配置 ・　移行計画の最終年度として、標準人員に基づく人員配置を行う。 また、業務の効率化等の状況も踏まえ標準人員の見直しについても検討する。	①　人事制度の適正な運用と標準人員に基づく人員配置 現金給付等業務の標準化・効率化及び業務プロセスや職員配置等の不断の点検等を通じて、職員のコア業務や企画的業務への重点化を進める。
②　人事評価制度の適正な運用 ・　評価者研修などを充実し、実態に即した効果的な評価制度を確立する。	②　人事評価制度の適正な運用 戦略的保険者機能の強化を目指し、創意工夫を提案・実行できる機会を作り、実現した創意工夫を人事評価結果にも反映させることで、具体的な改善を実現していく。
③　ＯＪＴを中心とした人材育成 ・　ＯＪＴを中心としつつ、効果的に研修を組み合わせることで組	③　ＯＪＴを中心とした人材育成 内部・外部講師による効果的な職員研修を行うとともに、日常業

織基盤の底上げを図る。 ・　戦略的保険者機能の更なる発揮のための人材育成の仕組みについて、その導入に向けた検討を進める。	務の中でＯＪＴを実施できる体制を構築することにより、自ら考え創意工夫することができ、戦略的保険者機能を更に発揮することに貢献できる職員を育成する。
④　支部業績評価の実施 ・　支部業績評価の評価項目や評価方法を必要に応じ見直し、他支部との比較を通じて各支部の業績を向上させ、協会全体の取組の底上げを図る。	④　支部業績評価の実施 業務の進捗管理を行い、大阪支部の業績を向上させる。
⑤　費用対効果を踏まえたコスト削減等 ・　調達における競争性を高めるため、一者応札となった入札案件については、入札説明書を取得したが入札に参加しなかった業者に対するアンケート調査等を実施し、一者応札案件の減少に努める。	⑤　費用対効果を踏まえたコスト削減等 調達に向けたスケジュールを大阪支部全体に周知・徹底し、公告期間を十分に設けることや、入札に参加しなかった事業者に対するアンケート調査の実施結果に基づく仕様書の見直しにより、一者応札案件の減少に努める。
■　KPI：一般競争入札に占める一者応札案件の割合について、23%以下とする	■　KPI：一般競争入札に占める一者応札案件の割合について、対前年度以下とする。
⑥ コンプライアンスの徹底 ・　法令等規律の遵守（コンプライアンス）について、職員研修等を通じてその徹底を図る。	⑥　コンプライアンスの徹底 ・　個人情報保護や情報セキュリティ等の法令遵守（コンプライアンス）に関する日常点検や研修を通じて、リスクマネジメントを徹底する。
⑦ リスク管理 ・　大規模自然災害や個人情報保護・情報セキュリティ事案への対応など、より幅広いリスクに対応できるリスク管理体制の強化を図る。特に、情報セキュリティ対策については、CSIRT(Computer	⑦　リスク管理 ・　大規模自然災害や個人情報保護・情報セキュリティ事案への対応など、より幅広いリスクに対応できるリスク管理体制の強化を図る。特に、情報セキュリティ対策については、CSIRT(Computer

Security Incident Response Team)において迅速かつ効率的な初動対応を行う。 　加えて、危機管理能力の向上のための研修や訓練を実施し、平時から有事に万全に対応できる体制を整備する。 ⑧　内部統制の強化に向けた取組 ・　権限や体制の整備等により効率的な業務運営を行えること及び事故等が発生しない仕組みを構築することを目指して、内部統制を強化するための体制整備の検討に着手する。 ⑨　システム関連の取組 ・　次期システム構想の検討に着手する。 ・　オンライン資格確認をはじめ、制度改正に対応するためのシステム開発を適切に実施する。	Security Incident Response Team)において迅速かつ効率的な初動対応を行う。 　加えて、危機管理能力の向上のための研修や訓練を実施し、平時から有事に万全に対応できる体制を整備する。 ⑧　内部統制の強化に向けた取組 　内部統制強化のために３０年度に行った組織変更をさらに生かすため、管理職のマネジメント力向上を目指したレイアウト変更を行う。このレイアウト変更により、企画総務部、業務部がそれぞれ機能的に連携できる体制を作り、より効率的で事故等が発生しない仕組みを構築する。